

# 「ハイテク企業認定管理弁法」の発表に関する

## 科学技術部、財政部、国家税務総局の通知

国科発火〔2016〕32号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市（政令指定都市に相当——訳注）の科学技術庁（委員会、局）、財政庁（局）、国家税務局、地方税務局：

「中華人民共和国企業所得税法」及びその実施条例の関連規定に基づき、中小企業を重点とする科学技術型企業の政策的支持を強化し、大衆による起業、民衆によるイノベーションを強力に推進し、新技術、新業態及び新たな供給をもたらす活力を育成、創造し、経済の高度化と発展を促進するため、科学技術部、財政部、国家税務総局は「ハイテク企業認定管理弁法」に対して改正と整備を行った。国务院の許可を経て、ここに新たに改正した「ハイテク企業認定管理弁法」を発表する。順守の上、執行されたい。

科学技術部 財政部 国家税務総局

2016年1月29日

---

### ハイテク企業認定管理弁法

#### 第一章 総則

第1条 ハイテク企業の発展を支援し、奨励するために、「中華人民共和国企業所得税法」（以下、「企業所得税法」とする）、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」（以下、「実施条例」とする）の関連規定に基づいて、特に本弁法を制定する。

第2条 本弁法におけるハイテク企業とは、「国が重点的に支援するハイテク分野」において、継続的に研究開発と技術成果の実用化を行い、企業の核心となる自主的な知的財産権を形成し、さらにそれを基礎として経営活動を行う、中国国内（香港、マカオ、台湾地区を含まない）で登記を行っている居民企業（国の法令に従って国内に設立された、又は実質的な管理機構、本社機構が国内にある企業をいう——訳注）をいう。

第3条 ハイテク企業認定管理業務は企業主体を強調し、技術革新を奨励し、動的管理を実施し、公平公正を堅持する原則に従わなければならない。

第4条 本弁法に基づいて認定されたハイテク企業は、「企業所得税法」及びその「実施条例」、「中華人民共和国税收征收管理法（中華人民共和国租税徴収管理法）」（以下、「租税徴収管理法」とする）並びに「中華人民共和国税收征收管理法実施細則（中華人民

共和国租税徴収管理法実施細則)」（以下、「実施細則」とする)などの関連規定に基づいて、税制優遇措置を申請することができる。

第5条 科学技術部、財政部、税務総局は全国のハイテク企業認定業務の指導、管理及び監督を担当する。

## 第二章 組織と実施

第6条 科学技術部、財政部、税務総局は全国ハイテク企業認定管理業務指導グループ(以下、「指導グループ」とする)を組織し、その主な職責は次のとおりとする。

(一) 全国のハイテク企業認定管理業務の方向性を確定し、ハイテク企業認定管理業務報告を審議する。

(二) 認定管理及び関連政策の実施における重大な問題を調整、解決する。

(三) ハイテク企業認定管理事項における重大な紛争を裁決し、各地域の認定管理業務の監督、検査を行い、発見した問題の改善を指導する。

第7条 指導グループの下には事務局を設置し、科学技術部、財政部、税務総局の関係者で構成する。事務局は科学技術部内に設置し、その主な職責は次のとおりとする。

(一) ハイテク企業認定管理業務報告を提出し、政策の整備に関する建議を検討し、提出する。

(二) 各地域のハイテク企業認定管理業務を指導し、ハイテク企業認定管理業務の監督・検査の実施を手配し、発見した問題について改善処理に関する建議を提出する。

(三) 各地域のハイテク企業認定業務の届出管理を担当し、認定されたハイテク企業名簿を公布し、ハイテク企業証書番号を発行する。

(四) 「ハイテク企業認定管理業務ネットワーク」を構築し、管理する。

(五) 指導グループから任されたその他業務を遂行する。

第8条 各省、自治区、直轄市、計画単列市(政令指定都市)の科学技術行政管理部門は同級の財政、税務部門とともに当地域のハイテク企業認定管理機関(以下、「認定機関」とする)を設置する。認定機関の下には事務局を設置し、省級、計画単列市(政令指定都市)の科学技術、財政、税務部門の関係者で構成する。事務局は省級、計画単列市(政令指定都市)の科学技術行政主管部門内に設置する。認定機関の主な職責は次のとおりとする。

(一) 当行政区域内のハイテク企業認定業務を担当し、毎年指導グループ事務局に当地域のハイテク企業認定管理業務報告を提出する。

(二) 認定後のハイテク企業を要件に従って指導グループ事務局に届出を行い、届出を完了した企業にハイテク企業証書を発行する。

(三) 認定業務に参加する審議専門家(技術専門家及び財務専門家を含む)を選定し、管理・監督を強化する。

(四) 認定された企業の監督・検査を行い、再審査申請及び関連の通報などの事項の受理、事実確認、処理を行い、指導グループ及びその事務局が提出した改善に関する建議を実施する。

(五) 指導グループ事務局から任されたその他の業務を遂行する。

第9条 認定されたハイテク企業の資格の有効期間は、証書が発給された日から3年とする。

第10条 企業はハイテク企業資格を取得後、ハイテク企業証書が発給された日の所属年度から税制優遇を享受し、本弁法第4条の規定に従って主管税務機関において税制優遇手続きを行うことができる。

### 第三章 認定要件と手続き

第11条 ハイテク企業の認定には、次の要件を同時に満たさなければならない。

(一) 認定申請時点で会社設立登記から満1年以上経過していなければならない。

(二) 企業が自主的な研究開発、譲受、受贈、合併・買収などの方式を通じて、その主要製品（サービス）に対して技術面で核心的な支援の役割を果たす知的財産権を獲得している。

(三) 企業の主要製品（サービス）に対して核心的な支援機能を発揮する技術が「国が重点的に支援するハイテク分野」に規定された範囲に属している。

(四) 企業の中の研究開発及び関連の技術革新活動に従事する科学技術者数の企業の当年度従業員総数に占める割合が10%以上である。

(五) 企業の直近3期の会計年度（実際の経営期間が3年未満の場合は実際の経営期間で計算するものとし、以下同じとする）の研究開発費用総額が同期の販売収入総額に占める割合が次の要件に適合している。

1. 直近1年間の売上高が5,000万元以下の企業で、割合が5%以上である。

2. 直近1年間の売上高が5,000万元～2億元の企業で、割合が4%以上である。

3. 直近1年間の売上高が2億元以上の企業で、割合が3%以上である。

そのうち、中国国内で発生した研究開発費用総額がすべての研究開発費用総額に占める割合が60%以上である。

(六) 直近1年間のハイテク製品（サービス）の収入が企業の同期の総収入に占める割合が60%以上である。

(七) 企業のイノベーション能力評価が相応の要件に達している。

(八) 企業の認定申請前の1年以内に、重大な事故・災害、重大な品質事故又は深刻な環境違法行為が発生していない。

第12条 ハイテク企業認定手続きは次のとおりとする。

(一) 企業の申請

企業は本弁法に照らして自己評価を行う。認定要件に適合すると判断した場合、「ハイテク企業認定管理業務ネットワーク」上で登記を行い、認定機関に認定申請を提出するものとし、申請時に次の資料を提出する。

1. ハイテク企業認定申請書
2. 企業が法により成立したことを証明する関連の登記証書
3. 知的財産権に係る証明書類、研究プロジェクト立上げ証明、科学技術成果の実用化、研究開発の実施・管理に関する資料
4. 企業のハイテク製品(サービス)のキーテクノロジー及び技術指標、生産許可書類、認証認可及び関連の資質証書、製品品質検査報告などの関連資料
5. 企業の従業員及び技術要員の状況説明資料
6. 資質を備えた仲介機関が発行した企業の直近3期の会計年度の研究開発費用及び直近の会計年度のハイテク製品(サービス)の収入に関する特別監査報告又は証明報告、及び研究開発活動の説明資料
7. 資質を備えた仲介機構が証明した企業の直近3期の会計年度の会計報告(財務諸表、財務諸表付注及び財務状況説明書を含む)
8. 直近3期の会計年度の企業所得税年度納税申告表

#### (二) 専門家の審議

認定機関は審議要件に適合する専門家の中から、無作為に選定し専門家グループを組織し、専門家グループは企業の申告資料の審議を行い、審議意見を提出しなければならない。

#### (三) 認定審査

認定機関は専門家グループの審議意見を踏まえ、申請企業の総合審査を行い、認定意見を提出し、指導グループ事務局に報告する。認定企業は指導グループ事務局が「ハイテク企業認定管理業務ネットワーク」上に10営業日公示し、異議がない場合、届出を行うとともに、「ハイテク企業認定管理業務ネットワーク」上で公告を行い、認定機関は企業に統一的に印刷した「ハイテク企業証書」を発行する。異議がある場合、認定機関は事実確認の上処理を行う。

第13条 企業はハイテク企業資格を取得後、毎年5月末までに「ハイテク企業認定管理業務ネットワーク」上で前年度の知的財産権、科学技術者、研究開発費用、事業収入などについて年度発展状況報告表を作成し、報告する。

第14条 機密に係る企業については、国の関連の秘密保持業務規定に従って、秘密に係る情報の安全を確保する前提の下、認定業務手続きに従って認定を行う。

### 第四章 管理・監督

第15条 科学技術部、財政部、税務総局は無作為抜取検査及び重点検査の仕組みを構築し、各地のハイテク企業認定管理業務の監督・検査を強化する。問題が存在する認定機

関は改善意見を提出し、期限付きで是正し、問題が重大な場合は批評意見を通達し、期間を徒過しても是正されない場合、その認定管理業務を一時的に停止する。

第 16 条 ハイテク企業と認定された企業について、関係部門が日常の管理過程において認定要件に適合していない企業を発見した場合、認定機関に再審査を要請しなければならない。再審査を経て認定要件に適合していないことを確認した場合、認定機関はそのハイテク企業資格を取り消し、認定要件不適合となった年度から発生したその企業が享受した税制優遇分を追徴するよう税務機関に通知する。

第 17 条 ハイテク企業に名称変更又は認定要件に関する重大な変化（分割、合併、再編及び経營業務の変化など）が発生した場合、3 か月以内に認定機関に報告しなければならない。認定機関の審査を経て認定要件に適合すると判断した場合、そのハイテク企業資格は維持される。企業名称に変更があった場合は、番号と有効期間を変更せずに認定証書の再発行を行う。認定要件に適合しない場合、名称変更があった又は要件に関する変化が発生した年度からそのハイテク企業資格を取り消す。

第 18 条 認定機関の管理区域に跨り全体を移転するハイテク企業について、そのハイテク企業資格の有効期間内に移転が完了した場合、その資格は引き続き有効とする。認定機関の管理区域に跨り一部を移転した場合、転入地の認定機関が本弁法に従って再認定を行う。

第 19 条 認定されたハイテク企業に次のいずれかの行為があった場合、認定機関はそのハイテク企業資格を取り消す。

(一) 認定申請過程において重大な虚偽行為が存在する場合

(二) 重大な事故・災害、重大な品質事故が発生した又は重大な環境違法行為があった場合

(三) 認定要件に関する重大な変化の状況について期日に従って報告しなかった、又は累計 2 年、年度発展状況報告書を作成・提出しなかった場合。

ハイテク企業資格の取消しを受けた企業について、認定機関は「租税徴収管理法」及び関連する規定に従って、上述の行為が発生した日の所属年度からその企業が享受した税制優遇分を追徴するよう税務機関に通知する。

第 20 条 ハイテク企業認定業務に参加する各機関及び人員は自身が担当する関連業務について信認、法令遵守、秘密保持義務を負う。ハイテク企業認定業務の関連要件及び規律に違反した場合、相応の処分を行う。

## 第五章 付則

第 21 条 科学技術部、財政部、税務総局は本弁法に基づいて「ハイテク企業認定管理業務ガイドライン」を制定する。

第 22 条 本弁法は科学技術部、財政部、税務総局が解釈の責任を負う。

第 23 条 本弁法は 2016 年 1 月 1 日から施行する。旧「ハイテク企業認定管理弁法」(国  
科発火字[2008]172 号) は同時に廃止する。

出所：

2016 年 2 月 4 日付け中華人民共和国科学技術部ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で  
日本語仮訳を作成

[http://www.most.gov.cn/tztg/201602/t20160204\\_123994.htm](http://www.most.gov.cn/tztg/201602/t20160204_123994.htm)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正  
確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェト  
ロが保障するものではないことを予めご了承下さい。